

公共関与による名護市安和区内
産業廃棄物管理型最終処分場
建設に係る環境保全協定書

沖縄県環境整備センター株式会社
名護市安和区
名護市
沖縄県

公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場 建設に係る環境保全協定書

沖縄県環境整備センター株式会社（以下「甲」という。）、名護市安和区（以下「乙」という。）、名護市（以下「丙」という。）及び沖縄県（以下「丁」という。）は、甲が名護市安和区に設置する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「管理型処分場」という。）の建設（以下「建設」という。）に関し、公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本合意書（以下「基本合意書」という。）第5条に基づき、次のとおり産業廃棄物管理型最終処分場建設に係る環境保全協定を締結する。

第1章 総括事項

（目的）

第1条 この協定は、管理型処分場の建設に関して、乙の地域住民（以下「地域住民」という。）の安全確保及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲は、貯留施設、被覆施設、浸出水処理施設、集排水施設、管理施設及びその他の施設からなる管理型処分場を整備するものとする。

2 甲は、管理型処分場の建設に当たって、地域住民の安全確保及び生活環境を保全するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他の関係法規及びこの協定を遵守するとともに、地域住民の生活環境の保全に関する要望や意向に配慮するものとする。

3 乙及び丙は、管理型処分場の建設に当たって、必要な調査（立入調査、書類調査を含む。）を行うことができるものとする。

4 甲は、建設工事の発注に当たって、受注者がこの協定書で定める事項を遵守するよう特記仕様書に明記する等の措置を行い、確実に履行するよう指導監督するものとする。

第2章 建設

(周辺環境対策)

第3条 甲は、管理型処分場の建設に当たって、建設地周辺や下流域の環境への影響を低減するため、次のとおり環境保全対策を行うものとする。

(1) 粉塵防止対策

造成工事時の土砂の掘削、積み込み及び運搬等の作業による粉塵発生を防止するため、路面及び工事用車両の清掃並びに散水を徹底するものとする。

(2) 工事用車両、施工機械による排出ガス対策

排出ガスの発生を抑制するため、低公害車等の使用に努めるとともに、アイドリングストップの励行などを徹底するものとする。

(3) 赤土等流出防止対策

沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、赤土流出防止対策を講じるものとする。

(4) 騒音、振動防止対策

ア 施工に当たっては、騒音、振動の防止を図るため、低騒音、低振動型の機械を使用し、機械の配置及び工法の選定に配慮するとともに、必要に応じて騒音、振動の測定を行うものとする。

イ 工事用車両や建設機械の使用は、騒音や振動が顕著に影響しない昼間に行うことを原則とし、エンジン回転等をできるだけ抑えて運転するものとする。

2 甲は、建設地周辺や下流域の環境への影響を把握するため、基本合意書第2条に基づき設置された協議会（以下「協議会」という。）において協議のうえ環境監視計画を策定し、同計画に基づき環境調査を実施するものとする。

3 甲は、前項に基づき実施した調査結果を、6月毎に取りまとめ、乙、丙及び丁に報告するものとする。

(交通安全対策)

第4条 甲は、管理型処分場の建設に当たって、地域住民の交通事故等を防止するため、次のとおり交通安全対策を講じるものとする。

(1) 工事用車両の交通においては、道路交通法等の関係法令の遵守を徹底するものとする。

(2) 地域住民の車両の交通を妨げないように、たとえ駐車禁止でない場所でも工事

用車両を駐車しない等、最善の配慮を図るものとする。

- (3) 法定速度、規制速度を遵守し、交通安全に十分配慮するものとする。
- (4) 原則として、朝夕の通勤・通学の時間帯を避けた運行計画とするものとする。
- (5) 原則、国道（バイパス）を利用することとし集落内の道路を避けた運行計画とするものとする。
- (6) 道路交通安全上、必要と思われる場合は、警備員を配置するなどの対策を講じるものとする。
- (7) 工事車両を判別できるようにするものとする。
- (8) 工事車両の経路は、災害等により通行ができない場合を除き、別紙に定めるものとする。

（災害防止対策）

第5条 甲は、管理型処分場の建設時における災害の発生を未然に防止するため、必要な対策を講じるものとする。

（作業員等の指導等）

第6条 甲は、施工業者に対し、管理型処分場の建設に従事する作業員等に講習会等を受講させるなど工事の安全に関する意識の向上を図るとともに、環境保全にも十分配慮するよう指導監督するものとする。

（事故時の対応）

第7条 甲は、管理型処分場で故障又は事故が発生した場合は、その状況を速やかに乙及び丙、並びに丁に報告するとともに、適切な措置を講じるものとする。

2 甲は、事故等の原因を究明し、再発防止のための対策を講じたときは、速やかに乙及び丙、並びに丁に報告するものとする。

（損害の補償）

第8条 甲は、管理型処分場の建設に起因して地域住民に損害を与えた場合は、乙と協議の上、誠意をもってその損害を賠償するものとする。

(その他)

第9条 甲は、管理型処分場の建設に関し、必要な規定等を定める場合は、協議会で乙、丙及び丁と協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき若しくはこの協定を変更する必要があるときは、その都度、協議会で協議し、定めるものとする。

この協定の締結の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成29年4月14日

甲 沖縄県名護市宇茂佐の森四丁目1番地2
沖縄県環境整備センター株式会社
代表取締役社長 富川 盛武 印

乙 沖縄県名護市宇安和114番地3
沖縄県名護市安和区区長 幸地 隆作 印

丙 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市長 稲嶺 進 印

丁 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県知事 翁長 雄志 印